ジェネリック医薬品に変更したい場合

処方されたお薬をジェネリック医薬品に変更したい場合には、薬剤師に相談しましょう。ジェネリック医薬品に変更する方法としては、 処方日数分を全て変更してもらう方法と、最初に短期間分のみ処方してもらう「後発医薬品分割調剤」、いわゆる「お試し調剤」という 制度を活用する方法があります。「お試し調剤」はジェネリック医薬品に変更したいと思う一方、今、服用しているお薬で問題がないのに 変更するのは心配だという患者さんのための制度です。

方法1 処方日数分を全て変更





ジェネリック医薬品

を調剤(処方日数分)



薬局に処方せんを提出する際に、ジェネリック 医薬品に変更したい旨を伝えましょう。 ジェネリック医薬品に変更可能な処方せんの 場合であれば変更してもらうことができます。

*ジェネリック医薬品のない新薬やお薬の種類によっては ジェネリック医薬品に変更できない場合があります。

方法2「お試し調剤 |を活用

1回目の調剤





ジェネリック 矢運品を調剤 (短期間)



おくすり

※もしも不都合な点があった場合には、 変更前の先発医薬品(新薬)を調剤



「お試し調剤」は、まずお試し期間として短期間ジェネリック医薬品 を調剤してもらい、お試し期間が終了した時点で体調の変化や 副作用がなかった場合には、そのままジェネリック医薬品を続け ます。何か不都合な点があれば、変更前の先発医薬品(新薬)に 変更することができます。

*ジェネリック医薬品に変更可能な処方せんにおいて、先発医薬品(新薬)を 初めてジェネリック医薬品へ変更して調剤する場合に利用できます。

【監修】医薬情報研究所/株式会社エス・アイ・シー、公園前薬局(東京都)薬剤師 堀 美智子 先生